

工事監理に係る通報取扱規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。以下同じ。）の工事監理（建築士法第2条第8項に規程する工事監理をいう。以下同じ。）に係る法令等に違反する行為等に関する通報の受付等を定めることにより、法令等違反行為の早期発見と是正を図り、もって建築士の法令遵守を推進することを目的とする。

第2条（定義）

1. 本規程において、「法令違反行為」とは、建築士の工事監理に係る組織的又は個人的な法令等に違反する行為をいい、「通報対象行為」とは、法令等違反行為又はそのおそれのある行為をいう。
2. 本規程において「通報」とは、建築士による通報対象行為を知らせることをいう。
3. 本規程において「公益通報」とは、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条に定める公益通報をいう。
4. 本規程において「本件窓口」とは、第3条第1項に定める通報を受け付けるための窓口をいう。
5. 本規程において「利用対象者」とは、本件窓口を利用できる者をいう。
6. 本規程において、「本件窓口利用者」とは、本件窓口に対して通報を行った利用者を言う。
7. 本規程において「対象事案」とは、本件窓口に対して通報が行われた通報対象行為をいう。
8. 本規程において「被通報者」とは、通報対象行為を行っている又は行おうとしているとして通報された者をいう。
9. 本規程において「連絡先の分かる本件窓口利用者」とは本件窓口利用者のうち連絡先の分かる者をいう。
10. 本規程において「本件窓口担当者」とは、本件窓口において通報を受け付ける者をいう。

第2章 窓口への通報の処理体制

第3条（窓口及び利用対象者）

1. 公益社団法人日本建築士会連合会（以下「本会」という。）は、通報（公益通報を含む。以下同じ。）を受け付ける窓口を本会事務局に設置する。
2. 利用対象者は、建築士とする。
3. 本件窓口を利用できる範囲は、利用対象者が建築士として行う工事監理に関する通報対象行為とする。
4. 利用対象者は、匿名であっても本件窓口を利用することができる。

第4条（通報の方法）

本件窓口の利用方法は、利用対象者の利便性を高めるため、電話、電子メール、FAX、郵送とする。

第5条（通報に関する情報の取扱い）

1. 本会は、対象事案に関する情報を国土交通省等の関係行政機関に情報提供する。
2. 本件窓口担当者は、本規程に定める場合のほか、正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。
3. 本件窓口担当者は、正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を目的外に使用してはならない。

第6条（通知）

本会は、連絡先の分かる本件窓口利用者に対して、通報を受理した場合にはその旨を通知する。

第7条（利益相反の回避）

対象事案について本件窓口担当者が利益相反関係を有する場合には、当該本件窓口担当者は、本件窓口の担当を交代するものとする。

第3章 通報の責務等

第8条（不正目的による通報の禁止）

本件窓口利用者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する目的の通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。

第4章 その他

第9条（改廃）

本規程の改廃は、本会の理事会が決定する。

附則

（実施日）

第1条 この規程は令和元年10月1日から実施する。

2019年9月20日 制定